

## 足立区吹付アスベスト対策費助成

### 【 除去工事・法人・申請 】

必要書類（□：チェック欄）

- ☐①申請書（第１号様式）
- ☐②法人である証明等の写し（商業・法人登記簿謄本等）
- ☐③案内図
- ☐④建物の登記事項証明書  
（工作物においては、土地の登記事項証明書）
- ☐⑤現況図面（配置図、各階平面図、立面図、矩計図）
- ☐⑥工事の計画書
- ☐⑦工事の見積書（内訳書を含む、原則２社以上）
- ☐⑧現況写真（建物及び工事箇所を撮影したもの）
- ☐⑨アスベスト分析調査報告書の写し
- ☐⑩継続使用同意書
- ☐⑪建築年月日を確認できる公的書類  
（登記事項証明書で確認できない場合）
- ☐⑫その他（委任状、共有者の承諾書等、区担当者から提出の指示  
があったもの）

ご来庁時は、必ず事前にご予約をお願いいたします。

#### 【連絡先】

足立区環境部生活環境保全課アスベスト対策係

TEL：03-3880-8041（直通）

① 請書（第 1 号様式）

法人の代表者のみが申請できます。共同名義等の場合は⑬を参照してください。

申請書は、足立区ホームページからダウンロードしてください。生活環境保全課窓口での配布も行っております。

([http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo-hozen/asbest\\_josei.html](http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo-hozen/asbest_josei.html))

②法人である証明書の写し（有料、発行日から三ヶ月以内のもの）

商業・法人登記簿謄本等

※発行場所は次ページの④参照

③案内図

建物の位置が明確に分かるもの。

例：『○』



『×』



④建物の登記事項証明書（工作物においては、土地の登記事項証明書）

発行日から三ヶ月以内のもの

東京法務局城北出張所で発行しています。（有料）

所在地・連絡先

〒124-8502 葛飾区小菅 4 丁目 20 番 24 号

電話：03-3603-4305（代表）



⑤現況図面（配置図、各階平面図、立面図、矩計図）

当該建築物の配置図、各階平面図、立面図、矩計図、かつ次の事項が確認できるものをご用意ください。

- ・吹付材使用箇所が明示されている。（書込み可）
- ・吹付箇所の面積が分かる。（書込み可）

※上述の図面が紛失している場合は、区担当者にご相談ください。

⑥工事の計画書

大気汚染防止法による届出に添付する計画書と同じであれば省略できます。その場合は、生活環境保全課への届出日と受理番号を申請書に記載してください。

⑦工事の見積書（内訳書を含む）

原則 2 社以上から見積りをお取りください。

- 注意点
- ・ 申請書と同じ氏名、場所、件名を記載する。
  - ・ 工事の計画書にある項目に合わせて、内訳を作成する。
  - ・ 消費税は助成対象にならない。

⑧現況写真（建物及び調査箇所を撮影したもの）

対象の建築物等、吹付箇所及び状況が分かる写真を提出してください。

例：吹付材が建物の天井裏にある場合

建物の外見→建物内→建物天井→天井裏の吹付材 計 4 枚

⑨アスベスト分析調査報告書の写し

除去を予定している吹付材の分析調査結果を提出してください。

⑩継続使用同意書

本助成を受ける建築物等を除去工事完了日から 5 年間継続使用することに同意していただきます。（様式は、①と同じ入手方法。）

⑪建築年月日を確認できる公的書類（④の登記事項証明で確認できない場合）

建築確認済証や固定資産税の課税証明書等をご用意ください。

⑫その他（委任状、共有者の承諾書 など）

建物所有者以外が申請手続きをする場合は、**必ず委任状が必要です。**

建築物等が複数の者で共有又は区分所有されている場合は、当該建築物等の権利を共有する全員の同意を得る必要があります。ただし、建築物管理に関する規約又は約款等により定めがある場合は、当該規約等に基づく議決をもって全員の同意とみなします。

その他の必要書類については、区担当者にご確認ください。

## 足立区吹付アスベスト対策費助成

### 【 除去工事・法人・完了届 】

必要書類（□：チェック欄）

- ☐①吹付アスベスト対策完了届（第6号様式）
- ☐②契約書等の写し
- ☐③工事写真（施工前、中、後）
- ☐④工事の報告書
- ☐⑤法令等に基づき、労働基準監督署に提出した除去工事に係る届出書の写し
- ☐⑥産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し
- ☐⑦工事費用の請求書の写し
- ☐⑧工事費用の支払い証明書類
- ☐⑨その他（区担当者から提出の指示があったものの）

ご来庁時は、必ず事前にご予約をお願いいたします。

#### 【連絡先】

足立区環境部生活環境保全課アスベスト対策係

TEL：03-3880-8041（直通）

①吹付アスベスト対策完了届（第6号様式）

申請書は、足立区ホームページからダウンロードしてください。生活環境保全課窓口での配布も行っております。

([http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo-hozen/asbest\\_josei.html](http://www.city.adachi.tokyo.jp/kankyo-hozen/asbest_josei.html))

②契約書等の写し

注文書・依頼書と注文請書の組合せ等、助成申請者と調査事業者との契約関係が確認できるものを提出してください。

金額に応じた収入印紙を貼付してください。

③工事写真

施工前、中、後（同一箇所）の写真を提出してください。ただし、工事の報告書内に当該写真がある場合は、省略することができます。

④工事の報告書

施工前、中、後の空気中の石綿濃度測定結果や申請時の見積りや計画書に記載された内容が確認できる報告書を提出してください。

⑤労働基準監督署に提出した除去工事に係る書類の表紙の写し

受付印を押印した表紙の写しをご提出ください。

⑥産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し

除去工事を行った場合は、A、B2、E票の写しを提出してください。

封じ込め、囲い込みの場合は、提出する必要はありません。

⑦除去工事費用の請求書の写し

工種、金額等を申請時に提出した見積りに合わせて作成する。ただし、申請後に金額等の変更がある場合は、変更申請が必要になるため、あらかじめ区担当者と協議してください。

申請時と同じ氏名、場所、件名を記入してください。

⑧除去工事費用の支払い証明書類（領収書の写し等）

「場所、件名、アスベスト除去工事のため」等、本工事により発生したものであることを確認できる事項を記載してください。

金額に応じて収入印紙を貼付してください。

⑨その他（区担当者から提出の支持があったもの）

建物所有者以外が申請手続きをする場合は、**必ず委任状が必要です。**

建築物等が複数の者で共有又は区分所有されている場合は、当該建築物等の権利を共有する全員の同意を得る必要があります。ただし、建築物管理に関する規約又は約款等により定めがある場合は、当該規約等に基づく議決をもって全員の同意とみなします。

その他の必要書類については、区担当者にご確認ください。